

横浜市踊場地区センター指定管理者選定の評価基準項目

1 基本条件の理解度 (10点)	1-1	・「施設の設置目的」や「区役所の施策上の施設の位置付け」及び施設内容、機能等を適切に理解し、これを踏まえた管理運営の提案がなされているか。(5点)
	1-2	・「地域特性」を適切に理解し、地域ニーズを踏まえて、地域コミュニティの醸成や地域の連携に繋がる管理運営の提案がなされているか。(5点)
2 公平性 (10点)	2-1	・全ての利用者に対して公平な利用機会の提供が可能となっているか。(10点)
3 安定性・安全性 (25点)	3-1	・安定的な管理運営を継続できる職員体制が取られているか。(5点)
	3-2	・個人情報保護その他の法令遵守体制について明確に示され、職員の業務習熟、資質向上のための研修が十分に行われる計画となっているか。(5点)
	3-3	・市(区)防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか。 ・地域と連携した日常的な防災への取組がなされているか。(5点)
	3-4	・施設設備の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか。(5点)
	3-5	・安全かつ安定した施設の維持管理計画、施設の長寿命化に貢献する修繕計画となっているか。(5点)
4 運営の実施効果 (25点)	4-1	・地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるため、事業者が有するノウハウ等を活用し、中間支援の役割を担った具体的な取組が提案され、地区センターの基本理念を効果的に達成する運営計画となっているか。(10点)
	4-2	・利用者数、施設稼働率の向上に対し、有効な対策が示されているか。(5点)
	4-3	・需要動向を踏まえた効果的な料金設定を行っているか。(5点)
	4-4	・施設内のスペースを有効活用し、青少年健全育成のための新たな事業展開について、具体的かつ現実的なアイデアが提案されているか。(5点)
5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組 (20点)	5-1	・地域特性を活かして、利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、施設運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。(10点)
	5-2	・利用者サービスを向上する取組について、具体的かつ現実的な提案がなされているか。(10点)
6 効果的な自主事業展開 (20点)	6-1	・地区センター自主事業の趣旨に沿った計画となっており、地域住民の自主的活動や相互交流の促進が具体的に見込める提案内容となっているか。(5点)
	6-2	・内容が多岐に渡り、幅広い層の住民が参加できる計画となっているか。(5点)
	6-3	・質の高い事業を行う工夫が行われているか。(5点)
	6-4	・地域住民が参加しやすい参加費設定を基本としているか、多彩で魅力的な事業の実施にあたっては妥当な参加費の設定となっているか。(5点)
7 効率性 (25点)	7-1	・施設の維持管理計画に効率化の工夫が見られるか。(5点)
	7-2	・収支計画は適切か。(10点)
	7-3	・利用料金の増収や運営の効率化等により、指定管理料の削減に繋がっているか。(10点)
8 積極性、意欲 (10点)	8-1	・本業務に取り組む姿勢や提案内容に強い意欲、積極性が見られるか。(5点)
	8-2	・本市の重要施策の実現に向けて、積極的に取り組んでいるか。(5点)
9 団体の資質・実績 (10点)	9-1	・団体の経営状況、社内体制、業務実績が本業務遂行上問題の無いものであるか。(5点)
	9-2	・応募団体は、市内中小企業又は地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体か。(5点)

(配点合計 155点)

10 実績評価 (±5点)	10	(現指定管理者が応募した場合) ・区の業務点検による評価や第三者評価の結果等が優秀であり、要求水準を上回っていたか。(要求水準を下回った場合は、減点対象) ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。(達成できなかった場合は、減点対象) (-5点～+5点)
----------------------	----	--

評価・採点方法等について

1 基本的な評価事項

評価基準項目ごとに評価を行います。

2 評価方法

(1) 採点方法

評価は各項目 5 点又は 10 点満点で、各評価項目について 0 点から 5 点の 6 段階評価か、0 点から 10 点の 11 段階評価を行います。配点合計は 155 点です。

項目 10「実績評価」については、事務局から管理運営の実績に関する資料を委員会に提出し、加減点評価を行います。

(2) 評価点の最も高い者が 2 者以上あるときの対応

最も高い評価を得た法人が同点で複数あった場合は、委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同点の場合には委員長の判断により決定します。

(3) その他

ア すべての評価項目を絶対評価により採点します。

イ 全委員の合計点が満点の 6 割に満たない点数であった法人は、指定候補者にはなれません。また、欠席した委員の評点は加算しません。

(例: 全 5 委員出席の場合 $155 \text{ 点} \times 5 \text{ 委員} = 775 \text{ 点}$ $775 \text{ 点} \times 0.6 = 465 \text{ 点}$)